

農林委員會會議録 第十五号

昭和二十六年三月三日(土曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事 野原 正勝君 理事 松浦 東介君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

小淵 光平君 川西 清君

河野 謙三君 中馬 辰猪君

原田 雲松君 平野 三郎君

八木 一郎君 横田基太郎君

中村 寅太郎君

出席政府委員

農林政務次官 島村 軍次君

農林事務官 鹽見友之助君

(大臣官房長官)

農林事務官(大臣官房農林金融課長) 富谷 彰介君

農林事務官(農政局長) 藤田 巖君

農林事務官(農地局長) 平川 守君

農林事務官(農業改良局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

本日の會議に付した件

農業委員会法案(内閣提出第四三三号)

農業委員会法の施行に伴う関係法令

の整理に関する法律案(内閣提出第

五四号)

○千賀委員長 これより農林委員會を

開会いたします。

これより農業委員会法案及び農業委

第一類第九号

農林委員會會議録第十五号

昭和二十六年三月三日

員会法の施行に伴う関係法令の整理に
関する法律案の両案を一括議題とし、
し、前会に引続き質疑を行います。通
告がありますので、これを許します。
横田基太郎君。

○横田委員 これは質問しやなく、議
事進行についてです。この農業委員会
法案は重要法案であることは与野党と
も一致しておる意見です。だから改め
なければならぬ点があれば、改めなけ
ればならないと思えます。そこで今ま
での委員会の審議の経過を見ておりま
すと、普通の重要法案に対しておしま
は、総括的な質問を許しておるので
す。それに対しては大体時間の割当も
あるのです。最後のせり合いになつて
来たならば、前の食糧法のときに、
各党に対して十分か十五分とせよと
されて来た。とにかく審議の大綱がま
つておつた。ところが今度の場合にお
いては、大綱がきまつておらないの
で、私たちは何を尋ねていいかわから
ない。たとえて申しますと、共産党な
ら共産党に二時間なり五時間の質問時
間があつたら、それだけの用意をしま
す。ところが今度はきまつておらな
い。集まつたところ野党が少い、与党
が少いといつて、きょうも欠席者の多
いこういう委員会の状態です。これ
は私たちが非常に質問がしにくい。だ
から大体において与野の側において
は、この法案はいつごろあげたい、あ
げるためには審議をどういふふうにし
たいといふことは、委員長を通じてき
めておられると思う。その点を一応伺
つてから質問に入りたいと思うので

す。
○千賀委員長 お答えいたします。今
まで数種の法案をあげて参りました
が、野党の諸君もすぐ協力的で、
非常になごやかに迅速に決議ができて
おります。過去においてどういふこと
があつたかそれは別といたしまして、
このあんばいで行けば、どんな法案で
も、同じ線になごやかに決議ができて
行くと思つております。なるべく過去
の通りの協力的な線で審議を進めてい
ただきたいと思ひます。

○横田委員 協力的な線で審議を進め
ておるから、だれも来ていないのに野
党から一人来ておるのです。ところが
政府側の陣容を見ますと、農林大臣は
出て来ないし、きのうの次官の答弁な
んか実にてためてなつてやしない。
山口君が質問したときも、与野の
人、それは字句を聞いておるのではな
いか、そりうおかしなやしも出る
し、答弁も身が入つておらない。こ
ういふわけで私は聞くのですが、大体今
日は総括的な質問をやる、あるいは逐
条的な質問をやるのだ、こういうよう
にきめてある方がやりよいのです。ま
た総括的な質問をやるためには、廣川
農林大臣の意見も聞きたいが、廣川
農林大臣は来ていないし、その下の次官
も来ていない。ほかの政府の役人が来
ておるといふのだつたら、村の役所で
やつておる農業調整委員会のやり方と
何もかわりはない。特に私が不服と思
いますのは、これは農業委員会法案で
しよ。農業というものは米をつくるの
です。麦をつくるのです。畜産もある

でしよ。蚕糸もあるでしよ。しか
し要は米、麦の場合においては、米、
麦をどう扱うかということが大きな問
題である。米、麦を扱う場合には、假
称買入法案が出るはずである。これと
並行的に出してもらいたいというのが
大体野党側の意向であると思う。おそ
らく与野党といつたしましては、野党の
ちで共産党の言うことだけは聞かぬで
しよ。大體買入法案と並行的にやつて行
きたいと言つておる。これは社会党の
八百板君並びに足鹿君が言つておつ
た。だから買入法案も並行的にやつて
もらいたい、こういう希望を持つてい
ますが、買入法案はいつごろ出ます
か。

○千賀委員長 横田委員にお答えいた
します。ただいまお話の法案も、不日
出て来るのであります。まだ一日、
二日、には出て来る見込みはない。し
かしながら現在では農業委員会法案及び
農業委員会法の施行に伴う関係法令の
整理に関する法律案、この二つを審議
しておりますので、なるべく過去にあ
つたような態度で、簡潔に要点を盡し
て御審議を進められたらと思ひます。

○横田委員 きんの山口君の言つて
おつたことは、技術の点においてはど
うか知らないが、やはり農村のこと
については真剣に聞いている。そのとき
に、与野の諸君からやしもあつたので
すが、もちろんそのやじからわれく
学ばなければならぬ点のあることも
よくわかります。わかりますけれども
も、次官の答弁は実にてためだつ

た。次官の方においても、農林大臣が
でためな答弁をするのをまねる必要
はないと思ふ。あなたもつと真剣な
農政の権威者だと言われていた答弁を
してもらいたい。それを承知ならば私
も質問いたしますが、そうでなかつた
なら、きのうのような、おじいさんが
孫と話をするようならばかた答弁は聞
けない。その点をはつきり確約して
もらいたい。

○野原委員 横田君の関連してちよ
つと……。野党側は横田君一人だが、
横田委員は非常に真剣に審議を進める
御意思のようでありますが、実はきの
うの山口委員の質問に対して、議事進
行で私が委員長にいささか御注意申し
上げたのであります。どうも横田委
員の質問といひ、山口委員の質問とい
ひ、一体農業委員会の問題を取上げて
おるにもかわからず、その中のたいへ
ん飛躍したお話ばかりで、特に日本の
農民の地位であるとか、農業の生産性
とは何ぞやとかいふようなことを、五
回も十回も繰返して、まるで外國の話
でもするやうな調子で、日本々々とい
うやうな言葉が出てくる。言われて
おつた。私はそれを見まして、農業委
員会法といふ今現実に出てる議案か
ら見て、何か遊離したやうな、観念論的
な議論ばかりで、こんなことをやつて
おつたのでは、何十日かかつても審議
が進むものじやない。だから問題をな
るべく具体的に限定して、農業委員会
の問題に関連のある問題を審議すべき
であるといふことを、議事進行できの
う申し上げた。にもかかわらず依然と

して同じようなことを、いわゆる迷論を繰返されていたのでは、政府委員もまたまことに御迷惑だと思えますし、聞いておられるわたくしもまことに迷惑しごく、こんなことでは農林委員会の審議はなほだ困ると思えます。従つてきよりは、野党はたつた一人しか出ておりませんが、ひとつ委員長におかれましても、従来のような審議でなしに、その点を十分あんばいいたしまして、要点を盡されるように特にお願ひする次第であります。

○千賀委員長 ちよつと私からお答えと意見を申し上げます。ただいま野原委員の御意見は、当議場を圧する御意見だと思つております。(これも意思表示をしませんよ。したら多いかもしれないが、まだしてありませんよ)と呼ぶ者あり)あなたは別でありまして、大多数が同意見であると私は断定します。そこで一事不再議ということがありけすけれども、いかにあなた方が五時間、十時間を費して、あなた方の思想に合する答弁をさせようということを繰返されても、その答弁は本によつて魚を求むるがごとく、得られるものではないと思いません。そこでこの委員会におきましては、そういうような問題は、あなた方の主義とか、思想とかから来るような問題は一切抜きにいたされまして、現実の法案に対する問題の審議、これだけを取扱つていただきたいと思います。私がたゞいま御注意する問題を、将来さらにかまわず逸脱されるというような事態に逢着すれば、発言をやめていただくこともあるだらうと思ひます。どうかそれを心に入られまして、質問を續けていただきますと思ひます。

○横田委員 これは法案への質問と違つて、あなたの意見をはつきり知りたいために聞くのですが、同時に野原君も日本の議院に即応した論議をしてもいい。考えてもらつてもわかりますよ。大体これに対して、共産党なら共産党が頭取で、二時間なら二時間もらえば、二時間分の質問をする。だからあなたにお聞きしたいのですが、わが党に何時も質問を許すのかどうか。山口君の聞いたことは決して無意味ではない。無意味だかつてに多数が反対をしているだけだ。私にしろ、山口君にしろ、範圍を逸脱していい。ここに出ているこの紙に、農林委員会法案提案理由説明と書いてあります。これに従つてここに出ている範圍内のことと聞いていいのです。一例を上げると、日本の農村民主化ということが出ておられますが、日本の農村民主化は十分できたと言ふアメリカ人もいまして、現に日本の農村では、た

○千賀委員長 お答えいたします。國民的常識をもつて判断のできる範圍内はこれにまかせます。一字々々の講義から、小学校のようにこの委員会ではやらなければならないということでは、とても議事は進行いたしません。

この議会はすべて過去の伝統の上に立つて運営されつゝあります。あなたのたゞいまの御発言を聞いております。ともすれば議事進行を逸脱しかけておりますので、すみやかに法案の審議に入られるように希望いたします。

○千賀委員長 問題外だと思ひます。当議場において、たゞいま日程に上げている問題外だと断定をいたします。

○横田委員 しかしこれは村の農林調整委員会で扱います。たとえば農民が、こしは米がとれなくて配給の米をもらいにいくとき、市の、あるいは村の、町のいわゆる食糧課に参ります。そのときに参考になる意見は農林調整委員会がやるのです。その農林調整委員会は本案に係るある三つの委員会の一つに含まれる。だから私たちがこれに入ると思ひます。これはどうなんですか。

○千賀委員長 お答えいたします。こじつて言へば人生あらゆるものに關係があります。ここで厚生を質問しようが大蔵の質問をしようが、関連があるといへば関連があるのです。大森委員の場合にも申し上げた通りに、直接この法案に關して招集してある担当の政府委員がお答えをする問題外は、やはり日程外としたしまして、言及をされれば停止することになります。――ちよつと速記をとめてください。

○千賀委員長 それでは速記を始めてください。ただいま理事の御参集を得まして、審議に要する時間について御相談をいたしました。これは委員長から各党の理事に御連絡をいたしますから、各党は理事からその内容をお聞きをいただきます。将来この時間制限によつて法案の審議を進められたいと存じます。

今日はこれで散会いたします。次回は公報をもつて申し上げます。

午前十一時五十七分散会